

○宇都宮市補助金等交付規則

〔 昭和 41 年 5 月 18 日 〕
規則第 22 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定め、もつて補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他市長が指定する相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、補助金等交付申請書を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等の事業計画
- (2) 補助事業等の収入支出の予算
- (3) 交付を受けようとする補助金等の算出の基礎
- (4) その他市長が必要があると認める書類

3 市長は、第 1 項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

4 前 3 項の規定は、申請人が第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による承認を受けて行う申請について準用する。この場合において、第 1 項中「補助金等交付申請書」とあるのは「補助金等変更交付申請書」と読み替えるものとする。

(交付の決定)

第 4 条 市長は、前条第 1 項又は第 4 項の申請があつたときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第 5 条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合(軽微な変更をする場合を除く。)においては、市長の承認を受けること。

- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けること。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書により、申請人に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により条件を付したときは、その条件を前項の通知書に記載するものとする。

3 前2項の規定は、第3条第4項の規定により準用される申請に係る通知について準用する。この場合において、第1項中「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請人は、前条第1項又は第3項の規定による補助金等の交付の決定通知を受けた場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件により補助事業等が遂行できないと認めるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定後、天災地変その他補助事業者の責めに帰さない事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつたとき、又は遂行できなくなつたときは、補助金等の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合は、補助金等取消・変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行等)

第9条 補助事業者は、この規則、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行い、補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況について、補助事業者から報告させ、又はその職員に実地に調査をさせることができる。

(補助事業等の遂行に関する指示)

第11条 市長は、前条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)、又は補助事業等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、市長が定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を延長することができる。

- (1) 補助事業等の収入支出の決算
- (2) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、前条各号の書類を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条各号の書類を受理した場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って是正のための所要の措置を行った場合について準用する。

(交付の時期等)

第15条 補助金等の支払は、第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払し、又は前金払することができる。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合は、補助金等交付決定取消通知書により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金等の返還等)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその当該補助金等を返還させるものとする。

- 2 第15条第2項の規定により補助金等を交付した場合、確定した額が既に交付した額を超えるときには確定した額に対する不足額を交付し、確定した額が既に交付した額に満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。
- 3 市長は、前2項により補助事業者に返還を求めるときは、補助金等返還請求書により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消され、その返還を命ぜられたときは、返還すべき補助金等の金額につき、当該補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第 19 条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限等)

第 20 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため市長が、特に必要があると認めて指定するもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(様式)

第 21 条 この規則に規定する補助金等交付申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第 22 条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年度分の補助金等から適用する。

(旧規則等の廃止)

2 次に掲げる規則及び告示(以下次項において「旧規則等」という。)は、廃止する。

- (1) 宇都宮市産業奨励規則(昭和 37 年規則第 11 号)
- (2) 宇都宮市中小商工業者に対する利子補給要綱(昭和 32 年 4 月 1 日制定)
- (3) 宇都宮市土地改良事業補助規程(昭和 28 年規則第 12 号)
- (4) 宇都宮市農業後継者育成資金利子補給金交付規則(昭和 40 年規則第 31 号)
- (5) 宇都宮市農業近代化資金等利子補給金交付要綱(昭和 37 年告示第 29 号)
- (6) 宇都宮市農事有線放送事業補助金交付要綱(昭和 39 年告示第 166 号)
- (7) 土地区画整理事業補助規程(昭和 14 年告示第 28 号)

(経過規定)

3 昭和 40 年度分までの補助金等については、当該補助金等に関する旧規則等の廃止にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則施行前にした昭和 41 年度分の補助金等の申請，交付の決定その他の行為は，この規則の相当規定によりした行為とみなす。

附 則(昭和 47 年 9 月 30 日規則第 59 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は，昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 31 日規則第 35 号)

この 1 この規則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(宇都宮市職員の身分を示す証票に関する規則の一部改正)

- 2 宇都宮市職員の身分を示す証票に関する規則（昭和 47 年規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表補助事業等検査員証の項を削る。

規則は，昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。